

はつ春の千代のためしの長濱につれるはらかも我君のため

長濱は肥後國にあり、玉名郡長渚濱より出て、爾倍魚と號す、今北濱に鯛を焼て賣れり、景行天皇の故事なるよし風土記に見えたり、今其所を腹赤といへり、供御の池あり、伊勢國河曲郡に長太村あり、此村より大神宮にはらかの御贊を獻す、鱈也。

〔比古婆衣ニ〕腹赤

年のはじめに獻る腹赤の御贊は肥後風土記に、略申みえたる故實によりて、聖武天皇の御世、その爾倍魚の別名を、腹赤と申て獻りそめたるなり、略申今肥後の長洲の腹赤村わたりにて鯛の一種にて、殊に赤きがあるを腹赤なりと呼て、いにしへ御贊に奉りしものこれなりといふと國人いへり、

〔尺素往來〕巡役之朝飯明日可令勤仕候、此間依霖雨美物雖難得候、略申魚類者略申腹赤

〔内裏式上〕元正受群臣朝賀式

會

省丞以下史以上、○中與太宰使同執腹赤御贊、省輔相扶入、自同門、共安庭中退出、輔一人留就位、奏曰、○中太宰府乃進禮、略申留腹赤乃御贊、長若干尺、進樂久申賜等、申無勅答訖退出、卽膳部水部等入、自承秋門取冰様腹赤御贊退出、

〔延喜式三十九〕年料 大宰府申略腹赤魚、筑後肥後兩國所進出其數隨得已上別貢右諸國所貢、並依前件、仍收贊殿擬供御、但腹赤魚收司家

〔年中行事秘抄正月〕元日 奏腹赤贊事

官曹事類云、供腹赤魚事、始自昔大足彥天皇行景御代歟、肥後風土記於長渚濱得之、棹人釣之、其名曰鱈魚、麻須若遲參者七日奏之云々、件事等近代御出以前奏事由付内侍所